

## 倉敷市告示第178号

倉敷市まちづくり基金事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

倉敷市長 伊 東 香 織

### 記

#### 倉敷市まちづくり基金事業補助金交付要綱

##### (目的等)

第1条 この要綱は、市内でまちづくり活動を行う者に対し、倉敷市まちづくり基金条例（平成25年倉敷市条例第48号）第1条に規定する倉敷市まちづくり基金（以下「基金」という。）を財源として、予算の範囲内において倉敷市まちづくり基金事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、地域の歴史と文化を継承する貴重な町並みを守るとともに、地域の魅力の向上及びにぎわいの創出を図ることを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則（昭和43年倉敷市規則第30号）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

##### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 倉敷美観地区 倉敷市伝統的建造物群保存地区保存条例（昭和53年倉敷市条例第42号）に定める伝統的建造物群保存地区及び倉敷市伝統美観保存条例（昭和43年倉敷市条例第63号）に定める伝統美観保存地区をいう。
- (2) 町並み保存地区 倉敷市下津井町並み保存地区整備計画（昭和61年倉敷市教育委員会告示第19号）及び倉敷市玉島町並み保存地区整備計画（平成7年倉敷市教育委員会告示第12号）に定める町並み保存地区をいう。
- (3) 旧街道沿い区域 倉敷市旧街道景観整備事業補助金交付要綱（令和3年倉敷市告示第181号）の補助対象建築物等が存する区域をいう。
- (4) 都市機能誘導区域 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に基づき策定する本市の立地適正化計画に定める都市機能誘導区域（第1号及び前号に掲げる地区を除く。）をいう。

##### (補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、市内で行う事業のうち、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める事業とする。

- (1) まちづくり拠点整備事業 建物の新築又は改築等（増築、移転、改装又は改修を含む。）を通じて、地域の歴史、文化、伝統、特産品等の地域資源を活かし、近隣の市民、団体、事業者、学生等と連携しながら、地域の魅力向上及びにぎわい創出を図る拠点を整備する事業
- (2) まちづくり活動促進事業 地域の住民、団体、事業者等が協働して行うニーズ調査、ニーズ分析、ワークショップ、イベント等の実施を通じて、地域資源を活かしたまちづくりに係る構想、計画又は組織づくりを行う事業

2 前項第1号の事業の対象となる工事は、内装又は設備に係る工事とし、外装に係る工事については、次の各号に掲げる事業の実施場所に応じて当該各号に定める要件を満たすものを対象とする。

- (1) 倉敷美観地区、町並み保存地区又は旧街道沿い区域 次の全てに該当すること。
  - ア 他の補助金を活用できない合理的な理由があること。
  - イ 実施事業の内容から外装に係る工事を行う必要性が認められること。
  - ウ 外観の現状変更行為に係る法令上の必要な許可又は同意を得ていること（旧街道沿い区域において、これらの許可又は同意が不要である場合は、建築当時の現状に近い回復を行うもの又は町並みの連続性及び新たな町並みの創出に資するものであること）。
- (2) 前号以外の場所 建築当時の現状に近い回復を行うもの又は町並みの連続性や新たな町並みの創出に資するものであること。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業については、補助金を交付しない。

- (1) 市長が特に必要と認める場合を除き、補助金の交付申請をする日が属する年度と実績報告書を提出する日が属する年度が異なるもの
- (2) 補助金の交付の決定前に事業を開始しているもの
- (3) 第1項第1号の事業であって、事業の対象となる建物の所有権を有する者、土地の所有権又は建物の所有を目的とする地上権、借地権若しくは使用貸借による使用権を有する者等（以下「権利者等」という。）の全員から事業の実施について承諾を得られていないもの

(4) 事業実施に当たって必要な許認可その他事業実施に当たって必要な関係法令上の規定による要件を欠いているもの

(補助対象者、補助対象経費、補助金の額等)

第4条 補助対象事業ごとに、補助対象者、補助対象経費は、別表のとおりとし、補助金の額は、別表に規定する補助対象経費（消費税及び地方消費税を除き、市長が必要かつ相当と認めるものに限る。）に同表に規定する補助率を乗じて得た額とし、同表に規定する補助限度額を限度とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、補助金を交付しない。

(1) 同一の補助対象事業に対して、本市、国又は他の地方公共団体から別の補助金の交付を受ける者

(2) 市税を滞納している者

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく営業の許可又は届出を要する事業を行っている者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当する者（法人又は団体の場合は、代表者又は役員等が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当する者）

(5) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業を行っている者

(6) 営利法人のうち、中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者をいう。）に該当しない者

(7) 前各号に掲げる者のほか、市長が補助金の目的等に照らして適当でないと認める者

3 まちづくり拠点整備事業における補助金の交付は、同一の建物及び目的で同一の者が実施する事業その他市長が同一事業と認める場合の事業につき、1回限りとする。

4 まちづくり活動促進事業における補助金の交付は、同一の地域及び目的で同一の者が実施する事業その他市長が同一事業と認める場合であって、当該事業の目的を達成するために必要であると認められる場合に限り、交付の合計額が200万円を超えない範囲において、通

算して3回を限度とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める期日までに、所定の補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
  - (2) 見積書その他の補助対象経費及びその内訳が分かる書類の写し
  - (3) 市税の滞納がないことを証する書類
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (審査等)

第6条 市長は、前条の交付申請書が提出されたときは、別に定める審査基準等に基づき、交付申請の内容に対する採点等を行い、総合的に評価する。

(運営委員会への諮問等)

第7条 市長は、前条の評価において採択基準に達すると認められた申請について、倉敷市まちづくり基金運営委員会条例（平成26年倉敷市条例第3号）第1条に規定する倉敷市まちづくり基金運営委員会（以下「委員会」という。）に、補助金の交付の適否等を諮問しなければならない。ただし、まちづくり活動促進事業に関する交付申請はこの限りでない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、委員会が開催する審査会への出席要請を受けた場合は、補助金の交付を受けようとする事業について説明等を行わなければならない。

(交付の決定等)

第8条 市長は、委員会の答申を受け、補助金の交付の適否を決定し、所定の通知書により通知するものとする。ただし、まちづくり活動促進事業に関する交付申請については、第6条の規定による審査等に基づき、補助金の交付の適否を決定し、所定の通知書により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定に当たり、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付すことができる。

(交付申請の取下げ)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該決定の通知の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して20日以内に当該補助金に係る交付申請を取り下げることができる。

(補助事業の内容の変更)

第10条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、所定の変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的の達成に支障を来すことのない軽微な内容変更であると市長が認める場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の承認を行うに当たっては、必要な条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、所定の中止（廃止）承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況等について、市長の要求があったときは、速やかに所定の状況報告書を提出しなければならない。

(指示)

第13条 市長は、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し必要な指示をすることができる。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに所定の実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費の支出を証明する書類の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第15条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、所定の確定通知書により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第16条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助事業者の請求により補助金を支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長において補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、所定の概算払（前払）請求書を徴し、補助金の概算払又は前金払をすることができる。

（交付決定の取消し等）

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。この場合において、市長は、所定の交付決定取消通知書により補助事業者へ通知するものとする。

- （1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- （2） 交付決定を受けた事業とは異なる用途に補助金を使用したとき。
- （3） 正当な理由なく、第8条第2項又は第10条第2項の規定により付した条件に違反したとき。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命じるものとする。

（補助事業の経理）

第18条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

（財産の管理）

第19条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業が完了した後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、公益に資するため補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

（財産処分制限等）

第20条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年を経過する日以前に、市長の承認を受けることなく、取得財産等を補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、除去し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、当該財産の取得価格又は効用の増加価格が50万円未満のものは、この限りでない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、所定の補助金財産処分承認申請書に

より市長に申請しなければならない。

- 3 市長は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産等を補助事業者が処分したことにより、当該補助事業者に入収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を返還させることができる。

(成果等の報告)

第21条 補助事業者は、第8条第1項の規定により交付決定の通知を受けた日の属する年度の終了後5年間において、市長の要求があったときは、所定の補助金活用事業成果報告書を市長に提出し、補助事業の成果や事業実施後の運営状況等を報告しなければならない。

- 2 前項の成果等の報告を行った補助事業者のうち、市長から要請を受けた者は、委員会が開催する成果発表会において、当該事業の成果を説明しなければならない。

(基金の啓発及び協力)

第22条 補助事業者は、補助事業の実施に際し、事業や施設の宣伝等を行う場合は、各宣伝媒体において、基金を財源とした補助金を受けていることを明示するものとする。

- 2 補助事業者は、市長が基金の成果を調査し、公表し、又は普及を図るときは、これに協力するものとする。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第4条関係）

事業区分	補助対象者	補助対象経費	補助率	補助限度額
まちづくり拠点整備事業	建物を所有又は借り受け、補助対象事業を実施する個人、規約又はこれに代わるものを定めている団体又は法人	補助対象事業に必要な経費のうち、仮設工事費、建築工事費、電気設備工事費、機械設備工事費、給排水工事費、外構工事費、解体工事費、その他工事にかかる諸経費	2分の1	300万円（事業実施場所が都市機能誘導区域内である場合又は補助対象経費が1,500万円以上である場合は、それぞれ50万円を加算し

				た額)
まちづく り活動促 進事業	市内に活動拠点を 有し、規約又はこ れに代わるものを 定めている団体又 は法人	補助対象事業に必要な経費 のうち、消耗品費、印刷製 本費、通信運搬費、委託料、 賃借料及び補助員人件費	3分の2	100万円